

生活保護法 指定介護機関の手引

令和3年度版

大分県福祉保健部
保護・監査指導室

目 次

I	生活保護制度の概要	1
II	介護扶助	4
1	介護機関の指定について	5
2	指定介護機関の義務	6
3	介護扶助について	8
	(1) 介護扶助の内容	8
	(2) 介護扶助の申請から決定まで	9
	(3) 介護券の発行	11
	(4) 介護扶助と障害者施策との関係	11
	(5) 福祉用具購入と住宅改修について	17
4	指導及び検査	18
III	関係法令条文	19
1	生活保護法（抄）	20
2	生活保護法施行令（抄）	24
3	生活保護法施行規則（抄）	27
4	指定介護機関介護担当規程	29
5	生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬	30
IV	関係団体（機関）名簿及び県内福祉事務所一覧	32
1	関係団体（機関）名簿	33
2	県内福祉事務所	33
V	各種様式	34

I 生活保護制度の概要

I 生活保護制度の概要

生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民が健康で文化的な生活水準を維持するために、困窮の程度に応じて保護を行い最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とするものです。

(1) 生活保護法の原理及び原則

上記の目的を行うため、生活保護法には以下の原理及び原則が定められています。

① 無差別平等の原理

すべて国民は、この法律の定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる。(生活保護法(以下「法」といいます。)第2条)

② 最低生活の原理

この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。(法第3条)

③ 保護の補足性の原理

(i) 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。(法第4条第1項)

(ii) 法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。(法第4条第2項)

(iii) 前2項の規定は、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない。(法第4条第3項)

以上の原理について、法第5条は次のように定めています。

「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてなされなければならない。」(「前4条」とは、法第1条から第4条までをいいます。)

④ 申請保護の原則

保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始するものとする。

但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。(法第7条)

⑤ 基準及び程度の原則

(i) 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。(法第8条第1項)

(ii) 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに10分なものであって、且つ、これをこえないものでなければならない。(法第8条第2項)

⑥ 必要即応の原則

保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。(法第9条)

⑦ 世帯単位の原則

保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。(法第10条)

(2) 保護の種類

生活保護は、生活、教育、住宅、医療、介護、出産、生業及び葬祭の8種の扶助があり、その内容は右図のとおりです。

これらの決定と実施に関する事務は福祉事務所が行っています。(市部は市福祉事務所、郡部(町村)は県保健所地域福祉室)

生活扶助	衣、食など日常のくらしの費用
教育扶助	義務教育に必要な学用品代、給食費など
住宅扶助	家賃、間代、地代や家屋補修費など
医療扶助	医療を受けるための費用(現物支給)
介護扶助	介護を受けるための費用(現物支給)
出産扶助	出産に要する費用
生業扶助	生業に必要な技能の修得や就職のための
葬祭扶助	葬祭を行う費用

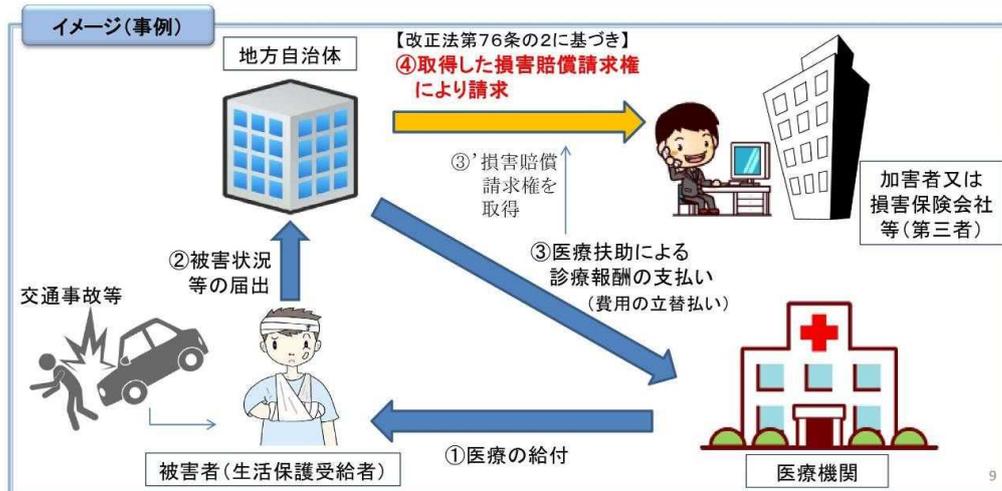
(3) 医療扶助、介護扶助について

医療扶助と介護扶助は生活保護法の中の扶助の1つであり、その実施は前述した生活保護の原理及び原則にのっとり行われることとなりますが、福祉事務所長が患者や要介護者又は要支援者（要保護者）を指定医療機関や指定介護機関に委託して診療や介護を行う方法（現物給付）をとっている点が、生活保護の他の扶助や保険医療制度又は介護保険制度とは異なる点です。

(4) 損害賠償請求権について

被保護者の医療扶助又は介護扶助を受けた事由が第三者の行為によって生じたときは、福祉事務所は、その支弁した保護費の限度において、被保護者が当該第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得します。

【施行期日：平成26年7月1日】



(6) 病床数が200床以上の指定医療機関の受診について

平成28年4月1日から、被保護者が病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第5号に規定する一般病床に係るものに限る。）の数が200以上である指定医療機関を受診する場合は、以下の場合に限られますので留意します。

- ①他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合
- ②緊急その他やむを得ない事情がある場合
- ③地域において病床の数が200以上である指定医療機関のみが特定の診療科を標榜しており、当該診療科への受診が必要である場合
- ④①～③の他、個別の事情を考慮し、嘱託医に協議の上で病床の数が200以上である指定医療機関への受診が必要であると判断される場合

※特に④については、被保護者や医療機関から事前に相談があった場合に、福祉事務所が受診の必要性を判断します。

Ⅱ 介護扶助

1 介護機関の指定について

(1) 指定介護機関

生活保護法による介護を担当する機関として、県知事（政令指定都市及び中核市は市長）が指定した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等のことをいいます。（国が開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院については、厚生労働大臣が指定します。）

(2) 指定介護機関の申請手続

○平成26年6月30日以前に介護保険法に基づく指定を受けた事業者（以下、旧法対象者）については、新たに指定を受けようとする介護機関は指定申請書を、所在地を管轄する福祉事務所に提出してください。

（申請書は福祉事務所に備えています。また県庁ホームページにも掲載しています。）

○旧法対象者については、改正法施行以前と同様の手続（指定申請（旧法対象者で生保指定を受けていない場合）、変更届、休止届、再開届、廃止届）が必要となります。

○平成26年7月1日以降に介護保険法に基づく指定を受けた事業者（以下、新法対象者）については、介護保険法に基づく指定を受けた時点で生活保護法に基づく指定も受けたものとみなされます。（※みなし指定制度）

○新法対象者のみなし指定については、生活保護の指定が不要な旨の届出（申出書）の提出があれば、指定を受けないことができます。

○新法対象者のみなし指定については、介護保険法に基づく廃止や取消が行われた場合にも、生活保護法による届出の必要はなく、自動的に生活保護法に基づく指定の廃止や取消が行われます。（※変更届、休止届、再開届の届出は必要）

(3) 指定基準

旧法対象者から指定の申請があった場合、次の基準により指定します。（平成12年3月31日社援第825号厚生省社会・援護局長通知「介護扶助運営要領」）

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文、第42条の2第1項本文、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項本文、第54条の2第1項本文、第58条第1項若しくは第115条の45の3第1項の規定による指定又は同法第94条第1項の規定による許可を受けているものであって、介護扶助のための介護について理解を有していると認められるものについて指定するものとする。
- ② 「指定介護機関介護担当規程」（平成12年3月厚生省告示第191号）及び「生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を定める件」（平成12年4月厚生省告示第214号）に従って、適切に介護サービスを提供できると認められること。
- ③ 法による指定取消しを受けた介護機関にあっては、原則として、指定の取消しの日から5年以上を経過したものであること。ただし、法による指定取消しと同一の事由により介護保険法による指定又は開設の許可が取り消された場合であって、当該事由が解消されたとして再度介護保険法による指定又は開設の許可がなされたときは、この限りでない。
- ④ 特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であること。（注）

（注）「生活保護法による保護の実施要領」による限度額に1.3を乗じて得られた額。毎年、厚生労働大臣が告示により定めるため、金額については各福祉事務所へ問い合わせてください。

(4) 指定の通知

旧法対象者については、知事は、介護機関を指定したときは、県報に告示するとともに申請者（介護機関等）に指定書を送付します。

2 指定介護機関の義務

生活保護法による指定を受けた介護機関（新法対象者も含む）は、次の事項を守ってください。

(1) 介護担当について

- ① 福祉事務所長から委託を受けた要介護者又は要支援者について懇切丁寧にその介護を担当すること。（法第54条の2第5項において準用される法第50条）
- ① 指定介護機関介護担当規程の規程に従うこと。
- ② 指定介護機関の介護の方針は、介護保険の例により、介護を担当すること。（法第54条の2第5項において準用される法第52条第1項）

(2) 介護の報酬について

- ① 要介護者又は要支援者について行った介護に対する報酬は、介護保険の介護の報酬の例により請求すること。（法第54条の2第5項において準用される法第52条第1項）
- ② 介護サービス内容及び介護の報酬の請求について知事（中核市の場合は市長。この項、以下同じ）の審査を受けること。（法第54条の2第5項において準用される法第53条第1項）
- ③ 知事の行う介護報酬額の決定に従うこと。（法第54条の2第5項において準用される法第53条第2項）

(3) 指導等について

- ① 要介護者又は要支援者の介護について知事の行う指導に従うこと。
（法第54条の2第5項において準用される法第50条第2項）
- ② 介護サービス内容及び介護報酬請求の適否に関する知事の報告命令に従うこと。
（法第54条の2第5項において準用される法第54条第1項）
- ③ 知事が当該職員に行わせる立入検査を受けること。
（法第54条の2第5項において準用される法第54条第1項）

(4) 届出について

指定介護機関は、届出事項に変更が生じた場合は、届出をすみやかに行わなければなりません。（届出事項については下記を参照してください。また、旧法対象者と新法対象者で手続に違いがありますので注意してください。）

届出は、正副2通を指定介護機関等の所在地を管轄する福祉事務所に提出することとなっています。（届書は福祉事務所に備え付けています。また県庁ホームページにも掲載しています。）

指定後の届出事項（旧法対象者：地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）

以下のような場合には必ず届け出て下さい。

届出を要する事項	届出の種類	届出先
<ul style="list-style-type: none"> ① 介護機関の名称及び事業所の所在地を変更したとき ② 介護機関の所在地表示が、町村合併又は地番整理などにより変更したとき ③ 開設者の改名であり、開設主体の実質的変更を伴わないもの ※管理者の変更などは原則として届出をする必要はありません 	変更届	指定を受ける場合と同じです
① 介護機関を休止しようとするとき	休止届	
① 休止された指定介護機関を再開したとき	再開届	
<ul style="list-style-type: none"> ① 介護機関の開設者が死亡又は失踪の宣告を受けたとき ② 介護機関の開設者を変更したとき（個人→個人、個人→法人） ③ 介護機関を廃止したとき ※②の場合は、同時に新規申請が必要となります。 介護保険の廃止届と連動しないため、廃止届の提出が必要です。	廃止届	
① 生活保護法による指定を辞退しようとするとき （この場合30日以上の予告期間が必要です）	辞退届	

指定後の届出事項（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設：旧法・新法含む）

以下のような場合には必ず届け出て下さい。

届出を要する事項	届出の種類	届出先
① 介護機関の名称及び事業所の所在地を変更したとき ② 介護機関の所在地表示が、町村合併又は地番整理などにより変更したとき ③ 開設者の改名であり、開設主体の実質的変更を伴わないもの	変更届	指定を受ける場合と同じです
① 介護機関を休止しようとするとき	休止届	
① 休止された指定介護機関を再開したとき	再開届	

※旧法に引き続き新法においても、介護保険による指定を受けた施設は、生活保護法の介護機関の指定を受けたものとみなされますので、生活保護法の指定を受けない旨の申出や辞退届の適用はありません。

指定後の届出事項（新法対象者：地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く）

以下のような場合には必ず届け出て下さい。

届出を要する事項	届出の種類	届出先
① 介護機関の名称及び事業所の所在地を変更したとき ② 介護機関の所在地表示が、町村合併又は地番整理などにより変更したとき ③ 開設者の改名であり、開設主体の実質的変更を伴わないもの ※管理者の変更などは原則として届出をする必要はありません ※介護保険法に基づく“医療みなし（保険医療機関の指定を受けた場合に介護保険機関の指定も受けたものとみなす）”のうち、『介護療養型医療施設』の場合に、開設者の変更（個人→個人、個人→法人など）があった場合には、変更届のみ提出してください。 ※上記以外の“医療みなし”で、開設者の変更があった場合には、介護保険法に基づく廃止・新規申請を行ってください。（詳細については、介護保険担当課に確認願います。）	変更届	指定を受ける場合と同じです
① 介護機関を休止しようとするとき	休止届	
① 休止された指定介護機関を再開したとき	再開届	
③ 生活保護法による指定を辞退しようとするとき （この場合30日以上予告期間が必要です）	辞退届	

※法人代表者の変更は、変更届不要としています。

3 介護扶助について

(1) 介護扶助の内容

介護給付の範囲

- ① 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- ② 福祉用具
- ③ 住宅改修
- ④ 施設介護
- ⑤ 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- ① 介護予防福祉用具
- ② 介護予防住宅改修
- ③ 介護予防・日常生活支援（総合事業。要支援認定を受けた者及び基本チェックリスト該当者に限る。）
- ④ 移送

（法第15条の2）

介護の方針及び介護の報酬

指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の例によるとされています。

（法第52条第1項及び第54条の2第5項）

また、介護保険の介護の方針及び介護の報酬によることができないとき、及びこれによることを適当としないときの介護の方針及び介護の報酬は厚生労働大臣が別に定めるところによるとされています。

（法第52条第2項及び第54条の2第5項）

介護保険の被保険者と被保険者以外の者の取り扱い

1 【被保険者の場合】

① 居宅サービスの場合

保険給付 (9割分)	介護扶助 (1割分)
← 支給限度額 →	

② 施設サービスの場合

保険給付 (9割分)	介護扶助 (1割分)	介護扶助 (負担限度額)
← 支給限度額 →		
食事		

※ 日常生活に必要な費用及び保険料が必要な者については生活扶助により給付します。

2 【被保険者以外の者の場合】

① 居宅サービスの場合

※ 介護扶助 (10割全額)
← 支給限度額 →

② 施設サービスの場合

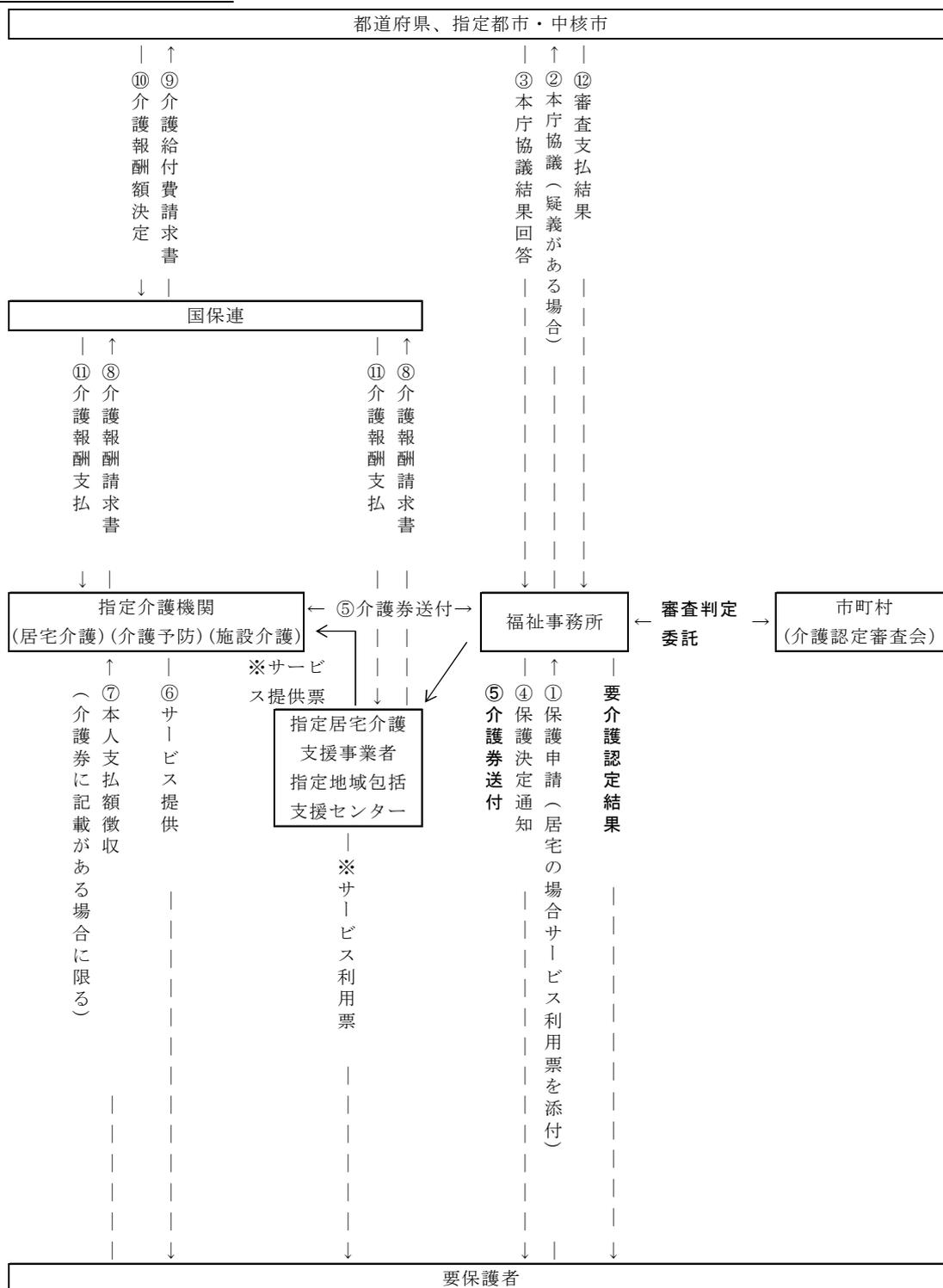
※ 介護扶助 (10割全額)
← 支給限度額 →

※ 障害者施策等他に適用される法がある場合、優先して活用し、不足する分について介護扶助を給付します。

また、日常生活に必要な費用等は被保険者の場合と同様です。

(2) 介護扶助の申請から決定まで

介護扶助給付事務手続の流れ



- (注)
- ゴシック体は被保険者以外の者（生保10/10負担）にかかる手続き。
 - ※は介護保険法上の仕組みであり、居宅介護等の場合のみ送付される。
 - 被保険者については、被保険者の申請に基づいて介護保険の要介護認定、介護サービス計画作成等の手続きが行われていることを前提としている。

①要介護認定等

ア 介護保険の被保険者である要保護者（65歳以上の者、40～64歳で社会保険加入または被扶養の者で特定疾病により要介護状態にある者）

介護保険法の規定に基づき、被保険者として要介護認定等を受けます。

イ 介護保険の被保険者でない要保護者（上記以外の者）

介護保険の被保険者でないことから生活保護制度で独自に要介護認定することになりますが、具体的には各福祉事務所が各市町村に設置されている介護認定審査会に審査判定を委託して実施します。また主治医の意見書の徴取を福祉事務所の検診命令として行った場合は、意見書記載に係る費用を福祉事務所から当該主治医に直接支払うことも可能です。訪問調査を居宅介護支援事業者等に委託した場合の費用も同様に福祉事務所が支払います。詳しくは管轄する各福祉事務所にお問い合わせください。

②介護扶助の申請

介護扶助を申請する場合にはまず、担当ケースワーカーに連絡してから、保護（変更）申請書に本人の住所氏名等の一般的事項の他、介護保険の被保険者資格の有無、その他参考事項を記載のうえ、居宅介護支援計画等の写し（居宅介護等を申請する場合）を添付して福祉事務所に提出してください。

③介護扶助の決定

介護扶助を適用する期日は、原則として保護（変更）申請書の提出のあった日以降において介護扶助を適用する必要があると認められた日です。また、居宅介護等に係る介護扶助の程度は、介護保険法に定める居宅介護サービス費等区分支給限度基準額又は介護予防サービス費等区分支給限度基準額の範囲内であることとされています。

④本人支払額について

被保護者の収入が各月の基準生活費を超える場合は、当該被保護者は介護扶助、医療扶助のみを受給することとなります。その場合、収入から基準生活費を差し引いた額を介護費、医療費の本人支払額とします。

計算の方法は、介護保険の被保険者である場合、上記の差額をまず介護費の本人支払額（上限：月額15,000円及び施設等食費日額300円×日数）に充当し、なお差額が残る場合は医療費の本人支払額に充当します。

被保護者が介護保険の被保険者でない場合は介護報酬は全て生活保護が負担するため、介護費の本人支払額の上限は、実際にその月に本人が利用したサービスの実費となります。（高額介護サービス費の規定がない）

例：介護保険の被保険者である被保護者（70歳）が年金額35,000円を受給しており、在宅から介護老人保健施設に入所した場合。（住所は3級地の2で借家でなく自家。単身世帯。基準額は令和2年4月1日現在）

35,000円	28,860円
← 基準生活費 63,860円 →	
●施設入所後（多床室）	
収入認定額（年金）	
35,000円	
← 基準生活費 19,760円 →	← 本人支払額 →
	15,240円

本人支払額のうち
施設介護費15,000円
食費240円に充当される。

（境界層該当者について）

上記の例で年金額が例えば55,000円あるケースでは介護本人支払額が上限を超えて（24,300円）医療費に10,940円を充当することになるが、介護老人保健施設入所中は医療扶助が歯科や眼科等の適用となるため、それらの受診がない場合は福祉事務所において保護の要否判定を行います。要否判定では本人の収入（年金のほか、預貯金、手持ち金）と最低生活費を比較して保護の要否を判定することになりますが、最低生活費の計算上、介護サービスに要する費用が保護を廃止した後も保護と同レベルの自己負担（最少で高額介護サービス費月額15,000円、食費日額300円、第1段階の介護保険料）を継続すると生活の維持ができる場合（つまり被保護者になるかどうかの境界）は福祉事務所が保護を廃止すると同時に境界層該当証明書を本人に交付します。この証明書を市町村の介護保険担当課に提出することにより、介護サービスの自己負担の減額を受けることができます。

⑤月の途中で保護を開始又は廃止した場合の取扱い

- ア 介護の報酬が1日または1回単位とされているサービスについては保護適用期間中について介護扶助を決定します。（介護券に有効期間を記載）
- イ 介護の報酬が月単位とされているサービス（福祉用具貸与等）は保護開始日からその月の末日まで、又は廃止月の初日から廃止日の日数に応じて日割りにより介護扶助が決定されます。
- ウ 介護保険の被保険者でない場合は居宅介護支援計画作成に係る介護扶助費についての日割計算を行いません。

(3) 介護券の発行

介護扶助が決定された場合は、福祉事務所から被保護者がサービスを利用する介護機関あて介護券が発行されます。（住宅改修、福祉用具購入を除く）
 介護券は月単位で発行されますが、記載内容のうち、受給者番号や有効期間、本人支払額の有無及び金額を各介護機関で確認してください。なお、介護保険の被保険者でない被保護者は被保険者番号がHで始まる番号になっていません。

(4) 介護扶助と障害者施策との関係

①介護保険の被保険者

介護扶助が障害者施策に優先します。

②介護保険の被保険者以外の者

障害者施策が介護扶助に優先します。

従って介護扶助で居宅介護等を給付する場合は障害者施策で賄うことのできない不足分について行うことになります。

○介護扶助（生活保護法）による介護サービスと自立支援給付（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）による障害福祉サービス等との対応関係表

1. 在宅の要介護者への介護給付

介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスと同等の自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
(居宅サービス)			
訪問サービス	訪問介護 居宅要介護者が、介護福祉士・養成研修修了者から受ける、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言その他必要な日常生活上の世話	居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等（身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者）が対象となる。 重度訪問介護は障害支援区分が4以上であって、「二肢以上に麻痺等があること」等の要件を満たす肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者が対象となる。
訪問入浴介護	居宅要介護者が、浴槽を提供されて受ける入浴の介護	地域生活支援事業の訪問入浴サービス（市町村事業）	本事業を実施している場合は、当該市町村が定める要件に該当する者は原則対象となる。
訪問リハビリテーション	居宅要介護者（主治医が、病状が安定期にあり居宅で心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法・作業療法その他リハビリテーションを必要とすると認めた人）が受ける訪問のリハビリテーション（医療機関／介護老人保健施設・介護医療院）	自立訓練（機能訓練）	身体障害者又は難病等対象者であって、利用希望者は原則対象となる。

通所サービス	通所介護	居宅要介護者が、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・老人福祉センター・老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者等が対象となる。
	通所リハビリテーション	居宅要介護者（主治医が、病状が安定期にあり介護老人保健施設・介護医療院・病院・診療所で心身の機能の維持回復を図り日常生活の自立を図るために理学療法・作業療法その他リハビリテーションを必要とすると認め入）が施設に通って受けるリハビリテーション	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	■ 機能訓練 身体障害者又は難病等対象者であって、利用希望者は原則対象となる。 ■ 生活訓練 知的障害又は精神障害を有する者であって、利用希望者は原則対象となる。
短期入所サービス	短期入所生活介護	居宅要介護者が、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設に短期間入所して受ける、入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話と機能訓練	短期入所 （ショートステイ） （福祉型）	短期入所は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 ■福祉型（障害者支援施設等において実施可能） ・ 障害支援区分1以上である障害者 ・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児が対象となる。
	短期入所療養介護	居宅要介護者（病状が安定期にあり、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・医療療養病床・診療所に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護と機能訓練その他の医療を必要とする人）が受ける看護その他の必要な医療と日常生活上の世話	短期入所 （ショートステイ） （医療型）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 ■医療型（病院、診療所、介護老人保健施設・介護医療院において実施可能） ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等が対象となる。
福祉用具	福祉用具貸与	居宅要介護者に対する日常生活上の便宜を図る用具や機能訓練のための用具で日常生活の自立を助けるもの（福祉用具）（厚生労働大臣が定めるもの）の福祉用具相談専門員による貸与	地域生活支援事業 （日常生活用具等給付費）	日常生活用具給付等事業による給付については、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのが適当であるかどうか判断し、支給決定を行うものである。
	特定福祉用具販売	福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排せつのための用具（厚生労働大臣が定めるもの）の福祉用具相談専門員による販売	地域生活支援事業 （日常生活用具等給付費） 補装具費	日常生活用具給付等事業は同上。補装具費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適合判定などを更生相談所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。

(地域密着型サービス)			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	次のいずれかに該当するもの 一 居宅要介護者に定期的な巡回又は通報により、居宅で介護福祉士等が入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うとともに看護師等が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うもの 二 居宅要介護者に定期的な巡回又は通報により、訪問看護を行う事業所と連携しつつ、居宅で介護福祉士等が入浴・排せつ・食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うもの	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者)が対象となる。
夜間対応型訪問介護	居宅要介護者が、夜間の定期的な巡回又は通報により、居宅で介護福祉士、養成研修修了者から受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言その他必要な日常生活上の世話	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害、難病等対象者)が対象となる。
地域密着型通所介護	居宅要介護者が、特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・老人福祉センター・老人デイサービスセンター等の施設に通って受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者。 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者 等が対象となる。
認知症対応型通所介護 【認知症専用デイサービス】	認知症の居宅要介護者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターに通い、その施設で受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者。 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者 等が対象となる。
小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者が、心身の状況や環境等に応じ、その者の選択に基づいて、居宅又は機能訓練と日常生活上の世話を適切に行うことができるサービス拠点に通所又は短期間宿泊して受ける入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の世話と機能訓練	居宅介護(ホームヘルプ) 生活介護短期入所(ショートステイ)	居宅介護は「訪問介護」参照 生活介護は「通所介護」参照 短期入所は「短期入所生活介護」参照

地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護【小 規模(定員29人 以下)介護老人福 祉施設】	地域密着型介護老人福祉施設(入所定員29人以下の特別養護老人ホーム)に入所する要介護者が、地域密着型施設サービス計画に基づいて受ける入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等)に入所する場合は区分4)以上である者。 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等)に入所する場合は区分3)以上である者 等が対象となる。
看護小規模多機能型居宅介護	居宅要介護者が、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を2種類以上組み合わせることにより受けるサービスのうち、訪問看護及び小規模多機能型居宅介護の組合せその他一体的に受けることが特に効果的かつ効率的なサービスの組合せによるもの	居宅介護(ホームヘルプ) 生活介護短期入所(ショートステイ)	居宅介護は「訪問介護」参照 生活介護は「通所介護」参照 短期入所は「短期入所生活介護」参照
(居宅要介護者へのその他の給付)			
居宅介護支援	居宅サービス・地域密着型サービス等を適切に利用できるように、心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘案し、利用する在宅サービス等の種類や内容・担当者・本人や家族の生活に対する意向・総合的な援助方針・健康上や生活上の問題点と解決すべき課題・目標と達成時期・提供する日時・留意事項・負担額の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うとともに、必要な場合は施設への紹介等を行う	障害福祉サービスを利用するための計画作成のため、事業者等と連絡調整を行う場合は、計画相談支援 ※介護サービスを利用する場合は、居宅介護支援	—
住宅改修	手すり等の取付け・段差の解消・滑りの防止と移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更・引き戸等への扉の取替え・洋式便器等への便器の取替えやこれらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	地域生活支援事業(日常生活用具等給付費)	日常生活用具給付等事業による給付については、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのが適当であるかどうか判断し、支給決定を行うものである。

2. 要支援者への予防給付

介護扶助による 介護サービス	介護サービス内容	介護サービスに対応する自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
(介護予防サービス)			
訪問サービス	介護予防訪問入浴介護 居宅要支援者が、疾病その他やむを得ない理由により入浴の介護が必要な場合、介護予防サービス計画で定める期間にわたり、居宅で浴槽を提供されて受ける入浴の介護	地域生活支援事業の訪問入浴サービス(市町村事業)	本事業を実施している場合は、当該市町村が定める要件に該当する者は原則対象となる。

	介護予防訪問リハビリテーション	居宅要支援者（主治の医師が、病状が安定期にあり居宅で心身の機能の維持回復と日常生活上の自立を図るために診療に基づく計画的な医学的管理の下における理学療法、作業療法その他リハビリテーションを必要とすると認めた人）が、介護予防サービス計画で定める期間にわたり居宅で受ける訪問のリハビリテーション（医療機関／介護老人保健施設・介護医療院）	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 機能訓練 身体障害者又は難病等対象者であって、利用希望者は原則対象となる。 ■ 生活訓練 知的障害又は精神障害を有する者であって、利用希望者は原則対象となる。
通所サービス	介護予防通所リハビリテーション	居宅要支援者（主治の医師が、病状が安定期にあり心身の機能の維持回復と日常生活上の自立を図るために診療に基づく計画的な医学的管理の下における理学療法・作業療法その他リハビリテーションを必要とすると認めた人）が介護老人保健施設・介護医療院・病院・診療所に通い、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける必要なりハビリテーション	自立訓練 （機能訓練・生活訓練）	<ul style="list-style-type: none"> ■ 機能訓練 身体障害者又は難病等対象者であって、利用希望者は原則対象となる。 ■ 生活訓練 知的障害又は精神障害を有する者であって、利用希望者は原則対象となる。
短期入所サービス	介護予防短期入所生活介護	居宅要支援者が特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設に短期入所し、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける入浴・排せつ・食事等の介護その他の日常生活上の支援と機能訓練	短期入所 （ショートステイ） （福祉型）	短期入所は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 ■福祉型（障害者支援施設等において実施可能） ・ 障害支援区分1以上である障害者 ・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児が対象となる。
	介護予防短期入所療養介護	居宅要支援者（病状が安定期にあり看護・医学的管理の下における介護と機能訓練その他の医療を必要とする人）が、介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・療養病床・診療所に短期入所し、介護予防サービス計画で定める期間にわたり受ける看護、医学的管理下の介護と機能訓練等の必要な医療と日常生活上の支援	短期入所 （ショートステイ） （医療型）	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 ■医療型（病院、診療所、介護老人保健施設・介護医療院において実施可能） ・ 遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児・者等が対象となる。
福祉用具	介護予防福祉用具貸与	居宅要支援者に対する、福祉用具のうち介護予防に資するもの（厚生労働大臣が定めるもの）の福祉用具専門相談員による貸与	地域生活支援事業 （日常生活用具給付等事業）	日常生活用具給付等事業による給付については、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのが適当であるかどうか判断し、支給決定を行うものである。
	特定介護予防福祉用具販売	居宅要支援者に対する、特定介護予防福祉用具（福祉用具のうち介護予防に資する入浴・排せつのための用具等で厚生労働大臣が定めるもの）の福祉用具専門相談員による販売	地域生活支援事業 （日常生活用具給付等事業） 補装具費	日常生活用具給付等事業は同上。 補装具費の支給については、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替することによって日常生活や社会参加を支援することを目的としており、実施主体である市町村において必要に応じ適合判定などを更生相談所に依頼し、最終的に支給決定を行うものである。

(地域密着型介護予防サービス)			
介護予防認知症対応型通所介護 【認知症高齢者専用デイサービス】	認知症の居宅要支援者が、可能な限りその居宅で自立した日常生活を営むことができるように、老人デイサービス事業を行う施設又は老人デイサービスセンターに通い、介護予防サービス計画で定める期間にわたり、その施設で受ける入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の支援及び機能訓練	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者。 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者 等が対象となる。
介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者が、心身の状況や置かれている環境等に応じ、その者の選択に基づいて、居宅又はサービスの拠点に通所又は短期間宿泊により、自立した日常生活を営むことができるように、その拠点で介護予防を目的として受ける入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認その他必要な日常生活上の支援及び機能訓練	（場合によっては） 短期入所 (福祉型)	短期入所は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所が必要な者で、 ■福祉型（障害者支援施設等において実施可能） ・ 障害支援区分1以上である障害者 ・ 障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児を対象としている。
(要支援者へのその他の給付)			
介護予防支援	介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス、その他の介護予防に資する保健医療サービスや福祉サービスを適切に利用できるように、地域包括支援センターの保健師その他介護予防支援に関する知識をもつ者が、居宅要支援者の心身の状況・環境・本人や家族の希望等を勘察し、利用する介護予防サービス等の種類や内容・担当者・本人や家族の生活に対する意向・総合的な援助方針・健康上や生活上の問題点と解決すべき課題・目標と達成時期・提供する日時・留意事項・負担額の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行う	障害福祉サービスを利用するための計画作成のため、事業者等と連絡調整を行う場合は、計画相談支援 ※介護予防サービスを利用する場合は、介護予防支援	—
住宅改修	手すりの取付け・段差の解消・滑りの防止と移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更・引き戸等への扉の取替え・洋式便器等への便器の取替えやこれらの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	地域生活支援事業 (日常生活用具給付等事業)	日常生活用具給付等事業による給付については、事業の実施主体である市町村において、告示で定められた用具の要件、用途及び形状を給付するのが適当であるかどうか判断し、支給決定を行うものである。

3. 要支援認定を受けた者への給付

介護扶助による介護サービス	介護サービス内容	介護サービスに対応する自立支援給付による障害福祉サービス等	障害福祉サービス等の利用可能となる状態
(介護予防・生活支援サービス)			
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供	居宅介護	居宅介護は障害支援区分が1以上の障害者等（身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等対象者）が対象となる。

通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供	生活介護	生活介護は、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者であって、 ① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設等に入所する場合は区分4）以上である者。 ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設等に入所する場合は区分3）以上である者 等が対象となる。
（要支援認定を受けた者へのその他の給付）			
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを行う。	障害福祉サービスを利用するための計画作成のため、事業者等と連絡調整を行う場合は、計画相談支援 ※介護サービスを利用する場合は、介護予防ケアマネジメント	—

※ この表は介護サービスと同等の内容のサービスが提供される障害福祉サービス等について周知を行うものであり、該当するサービスがあったとしても必ず障害福祉サービス等が利用できるものでないことに留意すること。

（5）福祉用具購入と住宅改修について

上記については介護券の発行によらず、金銭給付による対応となります。手続きとしては被保護者本人が保護変更申請書を福祉事務所あて提出しますと、福祉事務所から必要な金額を本人あて支給（保護費の一部として）しますので、本人が業者あて支払をすることになります。なお、介護保険の被保険者の場合は同時に介護保険給付の申請を行い、介護保険から本人あて償還払いによる保険給付（代金9割分の金額の支払い）があった場合には、生活保護法第63条の規定により、上記金額を福祉事務所あて返還しなければなりません。

例 介護保険の被保険者が入浴用の椅子（代金10,000円）を購入する場合

- ① 介護変更申請書を福祉事務所あて提出（見積書、カタログ等添付）
- ② 介護保険の給付を申請。
- ③ 翌月分の保護費に10,000円を上乗せして本人あて支給。
- ④ 本人が業者あて代金10,000円を支払い、椅子を購入。
- ⑤ 介護保険から本人に償還払いによる保険給付として9,000円が支給。
- ⑥ 生活保護法第63条の規定により福祉事務所から本人あて金額9,000円の返還決定書と納入通知書を発行。
- ⑦ 本人が福祉事務所に9,000円を返還する。

結果的に、生活保護で購入費の全額を立て替えて、あとで9割を本人から徴収（返還）したので介護保険の自己負担相当額1割を生活保護で負担したことになります。

市町村によっては上記の例によらず、本人が1割を業者に支払えばよい手続きを採用していることもあります。（③で代金の1割を支給。⑤以下の手続き不要）

住宅改修の場合は上記①において申請書に見積書、図面等を添付することになります。また工事完成後は福祉事務所から業者あて工事写真の提出を求められることがありますが、その他の手続きの流れは福祉用具購入と同様です。

4 指導及び検査

(1) 指定介護機関に対する指導

①目的

指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的とします。

②対象

指導は、すべての指定介護機関とします。

③内容及び方法

指導の形態は、一般指導と個別指導の2種類です。

ア 一般指導

一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により行います。

イ 個別指導

(ア) 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。

なお、個別指導を行った上、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査することがあります。

(イ) 個別指導は原則として実地に行うものとします。ただし、新たに介護扶助を行う指定介護機関のうち実地に指導を行うことを要さないものについては、複数の指定介護機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行うこともあります。また、前年度の個別指導の結果を踏まえ、実地に指導を行うことを要さない指定介護機関のうち引き続き指導の必要があるものについては、書面の提出を受けた上で、指定介護機関の管理者又はその他の関係者を一定の場所に集合させて行うこともあります。

(2) 指定介護機関に対する検査

①目的

指定介護機関に対する検査は、被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底させ、介護扶助の適正な実施を図ることを目的とします。

②対象

検査は、個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否する指定介護機関とします。ただし、上記以外の指定介護機関であって、介護サービスの内容又は介護の報酬の請求に不正又は不当があると疑うに足りる理由があつて直ちに検査を行う必要がある場合は、この限りではありません。

③内容及び方法

検査は、被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行います。

なお、必要に応じ要介護者等についての調査を合わせて行うこともあります。

Ⅲ 關係法令条文

1 生活保護法（抄）

（昭和25年5月4日 法律第144号）

（種類）

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（介護扶助）

第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- 二 福祉用具
- 三 住宅改修
- 四 施設介護
- 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- 六 介護予防福祉用具
- 七 介護予防住宅改修
- 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
- 九 移送

2 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第23項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第1項第1号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第1項第4号に規定する施設介護とは、介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、同条第27項に規定する介護福祉施設サービス、同条第28項に規定する介護保健施設サービス及び同条第29項に規定する介護医療院サービスをいう。

5 第1項第5号に規定する介護予防とは、介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第3項に規定する介護予防訪問看護、同条第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第7項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第8項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第9項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第10項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第14項に

規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第15項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。

- 6 第1項第5号及び第8号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第8条の2第16項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。
- 7 第1項第8号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第115の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業、同号ロに規定する第1号通所事業及び同号ハに規定する第1号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

（報告、調査及び検診）

- 第28条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条（第3項を除く。次項及び次条第1項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。
- 2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当該要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。
- 3 第1項の規定によって立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 5 保護の実施機関は、要保護者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

（介護扶助の方法）

- 第34条の2 介護扶助は、現物給付によって行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によって行うことができる。
- 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第15条の2第7項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第54条の2第1項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第15条の2第3項に規定する居宅介護支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定福祉用具販売事業者」という。））、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画をいう。第54条の2第1項及び別表第2において同じ。）を作成する者、その事業として同法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第54条の2第1項及び別表第2において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第54条の2第1項の規定により指定を受けたもの（同条第2項本文の規定により同条第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。
- 3 前条第5項及び第6項の規定は、介護扶助について準用する。

（介護機関の指定等）

- 第54条の2 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。

- 2 介護機関について、別表第2の上欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 前項の規定により第1項の指定をうけたものとみなされた別表第2の上欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の下欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第二項の規定により第一項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
- 5 第49条の2（第2項第1号を除く。）の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第50条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされものを含む。）について準用する。この場合において、第50条及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第2項、第52条第1項及び第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 第49条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第1号、第8号及び第10号を除く。）、第52条から前条までの規定は、第1項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第2号から第7号まで及び第9号、第52条第1項並びに第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

※生活保護法第54条の2第5項及び第6項による読替え後の条文【第5項による読替え／第6項による読替え】

（指定の申請及び基準）

- 第49条の2 【厚生労働大臣／都道府県知事】による前条の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、【介護機関（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者を除く。以下この条において同じ。）／介護機関（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者に限る。）】の開設者の申請により行う。
- 2 厚生労働大臣は、前項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしてはならない。
- 二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 三 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
 - 四 申請者が、第51条第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該指定を取り消された介護機関の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該

指定の取消しの処分の理由となつた事実に関して申請者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 五 申請者が、第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 六 申請者が、第54条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第51条第2項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 七 第5号に規定する期間内に第51条第1項の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、申請者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る介護機関の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
 - 八 申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
 - 九 当該申請に係る介護機関の管理者が第2号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 3 【厚生労働大臣／都道府県知事】は、第1項の申請があつた場合において、当該申請に係る介護機関が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の指定をしないことができる。
- 一 被保護者の【介護／支援】について、その内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第50条第2項の規定による指導を受けたものであるとき。
 - 二 前号のほか、介護扶助のための【介護／支援】を担当させる機関として著しく不相当と認められるものであるとき。
- 4 前3項の規定は、都道府県知事による前条の指定について準用する。

（指定介護機関の義務）

第50条 第54条の2の規定により指定を受けた介護機関（以下「指定介護機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧な被保護者の介護を担当しなければならない。

- 2 指定介護機関は、被保護者の医療について、【厚生労働大臣又は都道府県知事／都道府県知事】の行う指導に従わなければならない。

（変更の届出等）

第50条の2 指定介護機関は、当該指定介護機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定介護機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を第49条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

第51条 指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）は、30日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

- 2 指定介護機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、【厚生労働大臣の指定した介護機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した介護機関については都道府県知事が／都道府県知事は】、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。
 - 一 指定介護機関が、第49条の2第2項第2号又は3号又は第9号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 二 指定介護機関が、第49条の2第3項各号のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 指定介護機関が、第50条又は次条の規定に違反したとき。
 - 四 指定介護機関の介護の報酬の請求に関し不正があつたとき。
 - 五 指定介護機関が、第54条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - 六 指定介護機関の開設者又は従業者が、第54条第1項の規定により出頭を求められてこれに 응ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定介護機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
 - 七 指定介護機関が、不正の手段により第49条の指定を受けたとき。
 - 八 前各号に掲げる場合のほか、指定介護機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
 - 九 前各号に掲げる場合のほか、指定介護機関が、被保護者の【介護／支援】に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
 - 十 指定介護機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

※介護予防・日常生活支援事業者に係る第54条の2第6項の読替えでは、第1号、第8号、第10号の規定は適用なし。

(介護の方針及び介護の報酬)

第52条 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例による。

2 前項に規定する介護の方針及び介護の報酬によることのできないとき、及びこれによることを相当としないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(審査及び支払)

第53条 都道府県知事は、指定介護機関の介護サービスの内容及び介護の報酬の請求を随時審査し、且つ、指定介護機関が前条の規定によつて請求することのできる介護の報酬の額を決定することができる。

2 指定介護機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により指定介護機関の請求することのできる介護の報酬の額を決定するに当つては、介護保険法に定める介護給付費等審査委員会の意見を聴かななければならない。

4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定介護機関に対する介護の報酬の支払に関する事務を、国民健康保険団体連合会に委託することができる。

5 第1項の規定による介護の報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第54条 【都道府県知事(厚生労働大臣の指定に係る指定介護機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事)／都道府県知事】は、介護扶助に関して必要があると認めるときは、指定介護機関若しくは指定介護機関の開設者その他の従業者であった者(以下この項において「開設者であった者等」という。)に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定介護機関の開設者その他の従業者(開設者であった者等を含む。)に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第28条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による検査について準用する。

(告示)

第55条の3 厚生労働大臣又は都道府県知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示しなければならない。

一 第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をしたとき。

二 第50条の2(第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出があつたとき。

三 第51条第1項(第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定の辞退があつたとき。

四 第51条第2項(第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定により第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定を取り消したとき。

(大都市等の特例)

第84条の2 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市(以下「指定都市等」という。)が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

2 第66条第1項の規定は、前項の規定により指定都市等の長がした処分に係る審査請求について準用する。

2 生活保護法施行令(抄)

(昭和25年5月20日 政令第148号)

(法第49条の2第2項第3号に規定する政令で定める法律)

第4条の2 法第49条の2第2項第3号(同条第4項(法第49条の3第4項及び第54条の2第5項において準用する場合を含む。)、法第49条の3第4項、第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 二 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）
- 三 栄養士法（昭和22年法律第245号）
- 四 医師法（昭和23年法律第201号）
- 五 歯科医師法（昭和23年法律第202号）
- 六 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）
- 七 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）
- 八 医療法（昭和23年法律第205号）
- 九 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- 十一 社会福祉法
- 十二 薬事法（昭和35年法律第145号）
- 十三 薬剤師法（昭和35年法律第146号）
- 十四 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 十五 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）
- 十六 柔道整復師法（昭和45年法律第19号）
- 十七 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 十八 義肢装具士法（昭和62年法律第61号）
- 十九 介護保険法
- 二十 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- 二十一 言語聴覚士法（平成9年法律第132号）
- 二十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 二十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）
- 二十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）
- 二十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- 二十六 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- 二十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）
- 二十八 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の5第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）
- 二十九 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）
- 三十 公認心理師法（平成27年法律第68号）
- 三十一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）
- 三十二 臨床研究法（平成29年法律第16号）

（法第51条第2項第8号に規定する政令で定める法律）

第4条の3 法第51条第2項第8号（法第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

- 一 健康保険法
- 二 児童福祉法（国家戦略特別区域法第12条の5第8項において準用する場合を含む。）
- 三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
- 四 栄養士法
- 五 医師法
- 六 歯科医師法
- 七 保健師助産師看護師法
- 八 歯科衛生士法
- 九 医療法
- 十 身体障害者福祉法
- 十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 十二 社会福祉法
- 十三 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）
- 十四 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- 十五 薬剤師法
- 十六 老人福祉法
- 十七 理学療法士及び作業療法士法
- 十八 柔道整復師法
- 十九 社会福祉士及び介護福祉士法
- 二十 義肢装具士法
- 二十一 介護保険法
- 二十二 精神保健福祉士法
- 二十三 言語聴覚士法
- 二十四 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）

- 二十五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 二十六 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十七 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
- 二十八 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 二十九 子ども・子育て支援法
- 三十 再生医療等の安全性の確保等に関する法律
- 三十一 国家戦略特別区域法（第12条の5第7項の規定に限る。）
- 三十二 難病の患者に対する医療等に関する法律
- 三十三 公認心理師法
- 三十四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
- 三十五 臨床研究法

（介護扶助に関する読替え）

第6条 法第54条の2第5項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第1項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者を除く。以下この条において同じ。）
第49条の2第2項第4号及び第7号	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第49条の2第2項第8号	医療	介護
第49条の2第2項第9号及び第3項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関
第49条の2第3項第1号	医療	介護
第49条の2第3項第2号	医療扶助	介護扶助
	医療を	介護を
第50条	の医療	の介護
第51条第2項第1号	第49条の2第2項第1号から第3号まで	第49条の2第2項第2号又は3号
第51条第2項第4号	診療報酬	介護の報酬
第51条第2項第5号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第51条第2項第9号及び第10号	医療に	介護に
第52条第1項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第52条第2項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第53条第1項	診療内容及び診療報酬	介護サービスの内容及び介護の報酬
	診療報酬の額	介護の報酬の額
第53条第3項から第5項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第54条第1項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者、医師、薬剤師	開設者
	診療録、帳簿書類	帳簿書類

第6条の2 法第54条の2第6項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第49条の2第1項及び第3項	病院若しくは診療所又は薬局	介護機関（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者に限る。）
第49条の2第3項第1号	医療	支援
第49条の2第3項第2号	医療扶助	介護扶助
	医療を	支援を
第50条	の医療	の介護
第51条第2項第4号	診療報酬	介護の報酬
第51条第2項第5号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第51条第2項第9号	医療に	支援に

第52条第1項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
	国民健康保険	介護保険
第52条第2項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第53条第1項	診療内容	介護サービスの内容
	診療報酬	介護の報酬
第53条第3項から第5項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第54条第1項	医療扶助	介護扶助
	開設者若しくは管理者、医師、 薬剤師	開設者
	診療録、帳簿書類	帳簿書類

3 生活保護法施行規則（抄）

（昭和25年5月20日 厚生省令第21号）

（法第49条の2第2項第4号の厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるもの）

第10条の2 法第49条の2第2項第4号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第5項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項及び第54条の2第5項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める同号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものは、厚生労働大臣又は都道府県知事が法第54条第1項（第54条の2第5項において準用する場合を含む。）その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定の取消しの処分理由となった事実その他の当該事実に関して当該病院若しくは診療所又は薬局の開設者が有していた責任の程度を確認した結果、当該開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るものとする。

（聴聞決定予定日の通知）

第10条の3 法第49条の2第2項第6号（同条第4項（法第49条の3第4項及び第54条の2第5項において準用する場合を含む。）、第49条の3第4項、第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による通知をするときは、法第54条第1項（法第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による検査が行われた日（以下この条において「検査日」という。）から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知するものとする。

（指定介護機関の指定の申請等）

第10条の6 法第54条の2第5項において準用する第49条の2第1項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の種類並びに名称及び所在地
 - 二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名、生年月日及び住所
 - 三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が、介護保険法第42条の2第1項若しくは第48条第1項第1号の指定又は同法第94条第1項若しくは第107条第1項の許可を受けている場合は、その旨
 - 四 誓約書
 - 五 その他必要な事項
- 2 法第54条の2第5項において準用する第49条の2第4項において準用する同条第1項又は法第54条の2第6項において準用する同条第1項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第34条の2第2項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同

じ。)を行う事業所(以下「介護予防支援事業所」という。)の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者(法第34条の2第2項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。)にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業(介護保険法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。)の所在地、介護予防・日常生活支援事業者(法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。)にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業(介護保険法第115条の45第1項1号に規定する第1号事業を行う事業をいう。以下同じ。)を行う事業所(以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。)の所在地(次条において同じ。)を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類
- 五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項、第58条第1項若しくは第115条の45の3第1項の指定又は同法第94条第1項若しくは第107条第1項の許可を受けている場合は、その旨
- 六 誓約書
- 七 その他必要な事項

(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)

第10条の7 法第54条の2第2項ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事(国の開設した介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長)に提出することにより行うものとする。

- 一 介護機関の名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所
- 三 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類
- 四 法第54条の2第2項本文に係る指定を不要とする旨

(保護の実施機関の意見聴取)

第11条 法第49条、第54条の2第1項若しくは第55条第1項又は第49条の3第1項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たつては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地(指定訪問看護事業者等にあつては第10条第2項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつては第10条の6第2項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業者の所在地)の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(同条第1号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地
- 四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所(助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地)

(標示)

第13条 指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは施術機関は、様式第3号の標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(変更等の届出)

第14条 法第50条の2(法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所(生活保護法施行令第4条各号に掲げるものを含む。)又は薬局にあつては同条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては第10条の6第1項各号(第4号を除く。)に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号(第6号を除く。)に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項(次項において「届出事項」という。)とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日
- 二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日

3 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関(以下「指定医療機関等」という。)は、医療法(昭和23年法律第205号)第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法(昭和23年法律第201号)第7条第1項、歯科医師法(昭和23年法律第202号)第7条第1項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第114条の6第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第14条第1項、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

(変更等の告示)

第14条の2 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(第2号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(指定の辞退)

第15条 法第51条第1項(法第54条の2第5項及び第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。

(辞退等に関する告示)

第16条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(第3号及び第4号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

(介護の報酬の請求及び支払)

第18条 都道府県知事が法第54条の2第5項及び第6項において準用する法第53条第1項の規定により介護の報酬の審査を行うこととしている場合においては、指定介護機関は、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令(平成12年厚生省令第20号)の定めるところにより、当該指定介護機関が行つた介護に係る介護の報酬を請求するものとする。

2 前項の場合において、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、当該指定介護機関に対し、都道府県知事が介護保険法第179条に規定する介護給付費等審査委員会の意見を聴いて決定した額に基づいて、その介護の報酬を支払うものとする。

4 指定介護機関介護担当規程

(平成12年3月31日 厚生省告示第191号)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第5項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

指定介護機関介護担当規程
(指定介護機関の義務)

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者(以下「要介護者」という。)の介護を担当しなければならない。

(提供義務)

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

(介護券)

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

(援助)

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

(証明書等の交付)

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

(介護記録)

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

(帳簿)

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

(通知)

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

5 生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成12年4月19日 厚生省告示第214号
最終改正 平成30年 厚生労働省告示第180号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第52条第2項の規定に基づき、生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

生活保護法第54条の2第5項において準用する同法第52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第127条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第145条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第136条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号)第9条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。

- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第11条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第41号)第12条第3項第3号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成30年厚生労働省令第5号)第14条第3項第3号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)第135条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第190条第3項第3号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法(平成9年法律第123号)第51条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第51条の3第5項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第61条の3第1項に規定する特定入所者に対しては、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額又は同項第2号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第61条の3第5項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額又は同項第2号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

IV 関係団体（機関）名簿及び県内福祉事務所一覧

1 関係団体（機関）名簿

団体名	住所	電話番号
大分県福祉保健部保護・監査指導室	〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1	097-506-2619
社会保険診療報酬支払基金大分支部	〒870-0016 大分市新川町2丁目5-17	097-532-8226
大分県国民健康保険団体連合会	〒870-0022 大分市大手町2丁目3-12	097-534-8470

2 県内福祉事務所

団体名	住所	電話番号
東部保健所地域福祉室	〒879-1506 速見郡日出町仁王山3531-24	0977-72-2327
西部保健所地域福祉室	〒879-4413 玖珠郡玖珠町大字塚脇137-1	0973-72-9522
大分市福祉事務所 (生活福祉課)	〒870-8504 大分市荷揚町2-31	097-534-6111
別府市福祉事務所 (ひと・暮らし支援課)	〒874-8511 別府市上野口町1-15	0977-21-1111
中津市福祉部福祉支援課	〒871-8501 中津市豊田町14-3	0979-22-1111
日田市福祉事務所 (社会福祉課)	〒877-8601 日田市田島2丁目6-1	0973-23-3111
佐伯市福祉事務所 (社会福祉課)	〒876-8585 佐伯市中村南町1-1	0972-22-3111
臼杵市福祉事務所 (福祉課)	〒875-8501 臼杵市大字臼杵72-1	0972-63-1111
津久見市福祉事務所	〒879-2435 津久見市宮本町20-15	0972-82-4111
竹田市福祉事務所 (社会福祉課)	〒878-8555 竹田市大字会々1650	0974-63-4811
豊後高田市社会福祉課	〒879-0692 豊後高田市是永町39番地3	0978-22-3100
杵築市福祉事務所	〒879-1307 杵築市山香町野原1010-2 (山香庁舎)	0977-75-2405
宇佐市福祉事務所 (福祉課)	〒879-0492 宇佐市大字上田1030-1	0978-32-1111
豊後大野市福祉事務所 (社会福祉課)	〒879-7198 豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001
由布市福祉事務所 (福祉課)	〒879-5498 由布市庄内町柿原302	097-582-1111
国東市福祉課	〒873-0502 国東市国東町鶴川149番地	0978-72-1111

V 各種様式

生活保護法
中国残留邦人等支援法

指定介護機関指定申請書

生活保護法第54条の2第1項の規定（中国残留法人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり指定を申請します。

名称					
所在地	〒 -				
連絡先	電話番号		FAX番号		
管理者氏名					
医療機関コード等					
施設又は実施する事業の種類別	事業開始(予定)年月日	既指定の年月日	介護保険法の指定を受けている事業		
			指定年月日	介護保険事業者番号	
居宅介護	訪問介護				
	訪問入浴介護				
	訪問看護				
	訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導				
	通所介護				
	通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護				
	短期入所療養介護				
	特定施設入居者生活介護				
	福祉用具貸与				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
	夜間対応型訪問介護				
	地域密着型通所介護				
	認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護				
	認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護					
看護小規模多機能型居宅介護					
居宅介護支援事業					
施設介護	地域密着型介護老人福祉施設				
	介護老人福祉施設				
	介護老人保健施設				
	介護療養型医療施設				
	介護医療院				
介護予防	介護予防訪問介護				
	介護予防訪問入浴介護				
	介護予防訪問看護				
	介護予防訪問リハビリテーション				
	介護予防居宅療養管理指導				
	介護予防通所介護				
	介護予防通所リハビリテーション				
	介護予防短期入所生活介護				
	介護予防短期入所療養介護				
	介護予防特定施設入居者生活介護				
	介護予防福祉用具貸与				
	介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防小規模多機能型居宅介護					
介護予防認知症対応型共同生活介護					
特定福祉用具販売					
特定介護予防福祉用具販売					
介護予防支援					
介護予防・生活支援()					
職員配置の状況		別紙に記載のこと			
利用定員等					
サービス費用基準額以外に必要な利用料の額					

年 月 日

大分県知事 殿

住所
(申請者)
氏名

注意事項

- 1 この書類は、所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関等が指定された場合には、県告示により公示するほか、指定通知書により通知します。

記載要領

- 1 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
- 2 「名称」欄は、略称等を用いることなく、開設許可又は指定を受ける正式な名称を用いて記載してください。
- 3 「管理者氏名」欄は、管理者を配置している場合に、当該管理者の氏名を記載してください。
- 4 「医療機関コード等」欄は、医療機関コード、訪問看護ステーション等コード又は薬局コードを記載してください。複数のコードを有する場合には、そのすべてを記載してください。
- 5 「施設又は実施する事業の種類」欄は、今回指定申請する施設又は事業を記載してください。
- 6 「既に指定を受けている事業又は施設」欄は、すでに本法による指定を受けている事業又は施設の種類及び当該指定又は開設許可を受けた年月日を記載してください。なお、介護保険法施行法等の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「12.4.1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「18.4.1」と記載してください。
- 7 「介護保険法の指定を受けている事業又は施設」欄は、介護保険法の指定又は開設許可を受けた年月日及び介護保険事業者番号を記載してください。申請中の場合は、「指定等年月日」欄に「申請中」と記載してください。なお、介護保険法施行法等の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「12.4.1」と記載し、介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）附則の規定に基づき指定があったとみなされたものについては「18.4.1」と記載してください。
- 8 「職員配置の状況」欄は、職種別に、申請時の実人員の数を記載してください。
- 9 「利用定員等」欄は、入院、入所（利用）定員を定めている場合に、申請時における数を記載してください。
- 10 「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄は、介護保険給付の対象となるサービス費用基準額以外に必要な利用料の額を記載してください。なお、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料とそれ以外を区別して記載してください。
- 11 申請者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

(指定介護機関指定申請書 別紙)

実施する事業等の種類	職種	職員配置の状況				利用定員等	サービス費用基準額以外に必要な利用料の額	
		常勤		非常勤				
		専従	兼務	専従	兼務			
居宅介護・介護予防	訪問介護	訪問介護員等				—		
	訪問入浴介護	看護職員				—		
		介護職員						
	訪問看護	看護職員				—		
		理学・作業療法士						
	訪問リハビリテーション	理学・作業療法士						
	居宅療養管理指導	医師					—	
		歯科医師						
		薬剤師						
		歯科衛生士						
		管理栄養士						
	通所介護 (認知症対応型通所介護)	生活相談員						
		看護職員						
		介護職員						
		機能訓練指導員						
	通所リハビリテーション	医師						
		理学・作業療法士						
		言語聴覚士						
		看護職員						
		介護職員						
		支援相談員						
	短期入所生活介護	医師						
		生活相談員						
		看護職員						
		介護職員						
		栄養士						
機能訓練指導員								
短期入所療養介護	その他							
	医師							
	薬剤師							
	看護職員							
	介護職員							
	支援相談員							
	作業療法士							
	理学療法士							
	栄養士							
	精神保健福祉士等							
特定施設入居者生活介護 (地域密着型特定施設入居者生活介護)	生活相談員							
	看護職員							
	介護職員							
	機能訓練指導員							
	計画作成担当者							
福祉用具貸与	専門相談員					—		
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	オペレーター							
	訪問介護員等							
夜間対応型訪問介護	看護職員							
	オペレーター							
地域密着型通所介護	訪問介護員等							
	生活相談員							
	看護職員							
	介護職員							
小規模多機能型居宅介護	機能訓練指導員							
	介護支援専門員							
認知症対応型共同生活介護	介護従事者							
	介護従業者							
看護小規模多機能型居宅介護	作成担当者							
	介護職員							
	看護職員							
特定福祉用具販売	介護支援専門員					—		
居宅介護・介護予防支援	介護支援専門員							
介護予防・生活支援 総合事業()								
施設介護	介護老人福祉施設 (地域密着型介護老人福祉施設) 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院	医師						
		薬剤師						
		看護職員						
		介護職員						
		理学療法士						
		作業療法士						
		言語聴覚士						
		栄養士						
		支援相談員						
		介護支援専門員等						

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号を除く。）
に該当しない旨の誓約書

大 分 県 知 事 殿

年 月 日

下欄に掲げる生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。

住 所 _____

氏名又は名称 _____

（誓約項目）

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項各号（第 1 号を除く。）の規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。

2 第 2 項第 3 号関係

申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。

※ その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）

- 26 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）
- 32 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

3 第 2 項第 4 号関係

申請者が、生活保護法の規定により介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者であること。

4 第 2 項第 5 号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

5 第 2 項第 6 号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

6 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る介護機関の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しないものであること。

7 第 2 項第 8 号関係

申請者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

8 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る介護機関の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当すること。

(記入上の注意)

- ①誓約書上部の「住所」と「氏名又は名称」の欄には、申請書の申請者と同じ内容を記載してください。
- ②誓約者（申請者）が法人の場合には、法人名称と代表者氏名を記載してください。

生活保護法指定

中国残留邦人等支援法指定

医療機関
介護機関
助産師
施術者

の指定について、以下のとおり

指定日を遡及して指定されるよう、お願いします。

指定希望日	年 月 日
指定を遡る理由	<p><input type="checkbox"/> 指定機関の開設者が変更になり、同日付で新旧指定機関を廃止、開設して患者や利用者が引き続き診療・サービス等を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定機関が付近に移転し、同日付で新旧指定機関を廃止、開設して患者や利用者が引き続き診療・サービス等を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> 指定機関の開設者が組織変更をした場合（個人から法人への変更など）で、患者等が引き続き診療等を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/> その他、指定日を遡及するやむを得ない事情がある場合。</p> <p style="text-align: center;">（</p>

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

開設者

氏 名

介護保険法の規定による指定又は開設許可

を受けようとする介護事業者の方へ

生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされることとなりますが、当該指定を不要とする旨の申出があった場合には、この限りではありません。

については、介護保険法の指定又は開設許可申請の際には、生活保護の指定を不要とするか否かを確認するため、別紙1「指定介護機関（生活保護法）のみなし指定に係る確認書」を提出してください。

また、生活保護法の指定介護機関として指定が不要な場合（※）には、生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、別紙2の申出書を、指令書受領後10日以内に、下記まで提出する必要があります。

【申出書提出先】

〒870-8501

大分市大手町3丁目1番1号

大分県福祉保健部保護・監査指導室保護班

電話 097-506-2619

※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。

○ 事業所が大分市に所在する場合は、大分市に問い合わせてください。

別紙1（指定申請時等提出用）

指定介護機関（生活保護法）のみなし指定に係る確認書

介護保険の指定（許可）を受けた時は、

生活保護法の指定介護機関として

1 指定を受けます	2 指定を不要とします
-----------	-------------

※1 該当する番号に○をしてください。

※2 「2 指定を不要とします」に○をした場合は、指令書受領後10日以内に、別紙2「申出書」を大分県福祉保健部保護・監査指導室保護班まで提出してください。

年 月 日

申請（開設）者 （名称及び代表者氏名）	
申請（開設）者所在地	（〒 — ）
事業所名称	
事業所所在地	（〒 — ）
サービス種類	
事業開始予定又は指定（許可）年月日	
担当者名及び連絡先 （TEL/FAX 番号）	
※介護保険事業所番号	

「※介護保険事業所番号」欄は、記入不要です。

入力

別紙 2 (保護・監査指導室提出用)

申 出 書

生活保護法第 5 4 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 5 4 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨を申し出ます。

1 介護機関の名称、所在地及び介護保険事業所番号

名 称 _____
所 在 地 _____
事業所番号 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

◎ 開設者の氏名及び住所

※ 開設者が法人の場合には、法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載

名 称 _____
住 所 _____

◎ 管理者の氏名及び住所

名 称 _____
住 所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

※ 指定を不要とする事業の種類

事業の種類 _____

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

申出者 (開設者)

氏 名

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

※ 名称
所在地
その他

変更届書

生活保護法第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条において準用する場合を含む。）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり変更しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所 在 地 (住所)	〒 —
変 更 の 内 容		
変 更 事 項	旧	
	新	
変 更 年 月 日		年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、医療機関等の名称や所在地（軽微な変更に限る）に変更があった場合などに提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、開設者であれば助産所又は施術所について、従事者であれば指定を受けた者について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、該当する部分に○を付けてください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関は医療機関コードを、介護機関は介護保険事業者番号を記載してください。助産師及び施術者の場合は空欄で結構です。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法や健康保険法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

※ 休止
廃止

届書

生活保護法第 50 条の 2 (同法第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条において準用する場合を含む。) の規定 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。) に基づき、次のとおり※休止・廃止しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所在地 (住所)	〒 ー
※ 休 止 ・ 廃 止 年 月 日		年 月 日
※ 休 止 ・ 廃 止 の 理 由		
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		
再開の見通し (休止の場合)		

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、医療機関等が休止され、又は廃止された場合に速やかに提出してください。
3. 休止の場合には、再開後速やかに再開届書を提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、その開設する助産所又は施術所について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要なものを一で消してください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関は医療機関コードを、介護機関は介護保険事業者番号を記載してください。助産師及び施術者の場合は空欄で結構です。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

再開届書

生活保護法第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条において準用する場合を含む。）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり再開しましたので届け出ます。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称（氏名）	
	所在地（住所）	〒 ー
休 止 年 月 日		年 月 日
再 開 年 月 日		年 月 日
再 開 の 理 由		

年 月 日

大分県知事 殿

住 所
届出者
氏 名

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、医療機関等再開後速やかに提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、開設者であれば助産所又は施術所について、従事者であれば指定を受けた者について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、該当する部分に○を付けてください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関は医療機関コードを、介護機関は介護保険事業者番号を記載してください。助産師及び施術者の場合は空欄で結構です。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法や健康保険法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法指定

中国残留邦人等支援法指定

※ 医療機関
介護機関
助産師
施術者

指定辞退届書

生活保護法第 50 条の 2（同法第 54 条の 2 第 5 項及び第 6 項並びに第 55 条において準用する場合を含む。）の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に基づき、次のとおり指定を辞退します。

指 定 医 療 機 関 等	番 号	
	名 称 （ 氏 名 ）	
	所 在 地 （ 住 所 ）	〒 —
辞 退 年 月 日		年 月 日
委 託 患 者 等 の 措 置 状 況		

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、指定を辞退しようとする日の30日前までに提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、開設者であれば助産所又は施術所について、従事者であれば指定を受けた者について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、該当する部分に○を付けてください。
4. 指定医療機関等の「番号」は、医療機関は医療機関コードを、介護機関は介護保険事業者番号を記載してください。助産師及び施術者の場合は空欄で結構です。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法や健康保険法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「委託患者等の措置状況」は、既に行った措置及び今後予定している措置を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

生活保護法指定
中国残留邦人等支援法指定

※

医療機関
介護機関
助産師
施術者

処分届書

次のとおり届け出ます。

指 定 医療 機関 等	番 号	
	名 称 (氏名)	
	所 在 地 (住所)	〒 ー
処分の種類及びその年月日		

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

届出者

氏 名

注意事項

1. この書類は、県知事あてに所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
2. この書類は、指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者が、医療法、健康保険法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、医師法、歯科医師法、介護保険法、保健師助産師看護師法、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律、柔道整復師法により、生活保護法施行規則第14条第3項に規定する処分を受けた場合に提出してください。

記載要領

1. 病院、診療所又は薬局が届け出る場合には、その病院等について記載してください。指定訪問看護事業者が届け出る場合には、その開設する訪問看護ステーションごとに記載してください。
医師又は歯科医師が届け出る場合には、本人について記載してください。助産師又は施術者が届け出る場合には、本人又はその開設する助産所若しくは施術所について記載してください。
2. 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が届け出る場合には、その施設について記載してください。居宅介護事業者又は介護予防事業者が届け出る場合には、その事業の種類及びその開設する事業所ごとに記載してください。居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、地域包括支援センター又は特定介護予防福祉用具販売事業者が届け出る場合には、その開設する事業所ごとに記載してください。
3. ※印のところは、不要なものを一で消してください。
4. 指定医療機関の「番号」は、医療機関は医療機関コードを、介護機関は介護保険事業者番号を記載してください。助産師及び施術者の場合は空欄で結構です。
5. 指定医療機関等の「名称」は、略称等を用いることなく、医療法等により許可若しくは指定を受け、又は届け出た正式な名称を用い、病院であるか診療所であるか判然としない名称である場合には、名称の次に「（診療所）」のように記載してください。
6. 「処分の種類及びその年月日」は生活保護法施行規則第14条に規定する処分及びその処分を受けた年月日を記載してください。
7. 届出者が法人の場合には、法人名とともにその代表者の氏名及び主たる事務所の所在位置を記載してください。